

## 令和6年度一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、静岡県道路公社（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ発注する令和6年度一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託に適用する。ただし、料金所再編事業の実施に伴い、令和7年10月以降はこの特記仕様書に定める事項が全体的に変更を生じることから、甲は乙に対し令和7年8月までにその変更の具体を示し、内容に疑義等がある場合、甲乙協議の上、甲は令和7年9月までに、令和7年10月以降に適用する特記仕様書（以後「変更特記仕様書」という。）を乙に提供するものとする。

なお、乙は、この料金所再編事業の実施のための変更の具体の協議、変更業務の履行、変更体制の構築等につき、甲に積極的に協力するものとする。

(委託道路)

第2条 この契約で料金徴収業務を委託する道路は、一般自動車道「伊豆スカイライン」（田方郡函南町桑原字国見嶽から伊豆市冷川まで）とし、路線図は別紙1のとおりとする。

(委託期間及び委託料の支払い)

第3条 この契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、このうち料金徴収期間は、令和7年度は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、契約締結日から令和7年3月31日までに、従業員の確保等、令和7年度の料金徴収業務に係る必要な準備を行うものとする。

3 乙は、第1項に定める各年度の料金徴収期間開始日の6日前までに、従業員に対して委託業務に係る事前研修を行うものとする。

4 乙は、第1項に定める各年度の料金徴収期間開始日の2ヶ月前までに、前項の事前研修に関する研修期間、研修内容等を記載した研修体制計画書を甲に提出しなければならない。なお、令和7年度の料金徴収業務に係る研修体制計画書は、契約締結後1ヶ月以内に提出するものとする。

5 乙は、第3項の事前研修に際して、甲が別途配布する「料金徴収業務マニュアル」を本契約に関する全ての従業員に予め配布し、その内容を把握させた上、遵守させなければならない。事前研修以降に雇用した従業員に対しても同様に研修を行うものとする。

6 乙は、研修の実施後、第1項に定める各年度の料金徴収期間開始日の5日前までに、研修期間、研修参加者氏名、研修内容を記載した研修報告書を甲に提出しなければならない。

7 甲は乙に委託料を令和6年度は支払わない。静岡県道路公社料金徴収業務委託契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する月別資金計画書に基づき、全額を令和7年度以降に支払う。

(所轄事務所)

第4条 約款でいう所轄事務所は、静岡県道路公社東部管理センターとする。

(料金所)

第5条 約款第2条第1項第1号の甲が定める料金所は、熱海峠料金所、玄岳料金所、萑山峠料金所、

亀石峠料金所、冷川料金所、天城高原料金所とし、その位置は別紙 2 から別紙 7 までのとおりとする。  
ただし、令和 7 年 10 月から亀石峠料金所の位置が変更となる予定であり、その詳細は第 1 条に定める変更特記仕様書に示す。

(指定金融機関及び納入方法)

第 6 条 約款第 7 条第 3 項の甲が指定する金融機関口座への納入方法は表-1 のとおりとする。

表-1 金融機関口座納入方法

金融機関名等	金融機関名 スルガ銀行伊東支店
納入方法	甲指定機関が集金
金融機関集金回数	週 3 回 (月・水・金曜日) の金融機関営業日
金融機関の集金場所	亀石峠料金所事務所
備考	亀石峠料金所へ徴収金を運搬すること 【熱海・冷川・天城】 当日分徴収金をできる限り翌朝 9:30 までには運搬(繁忙日等収入金が多い場合は当日の夕方の一部運搬) 【玄岳・葦山】 当日分徴収金を徴収時間終了後に運搬 (令和 7 年 9 月までとする。)

(責任者の配置)

第 7 条 約款第 11 条第 1 項の責任者は、亀石峠料金所へ配置し、一般自動車道「伊豆スカイライン」の業務について、その責務を負う。

(事務補助者の配置)

第 8 条 約款第 12 条第 1 項の事務補助者は熱海峠料金所、亀石峠料金所及び天城高原料金所へ配置し、熱海峠に配置する事務補助者は熱海峠・玄岳・葦山峠の各料金所に関する業務、天城高原に配置する事務補助者は天城高原・冷川の各料金所に関する業務について、それぞれ責務を行う。ただし、令和 8 年 4 月以降については、亀石峠料金所のみへの配置とする。

また、亀石峠に配置する事務補助者は、責任者の事務を補助するとともに、責任者不在時はその業務を代行する。ただし、令和 8 年 4 月以降は、一般自動車道「伊豆スカイライン」の業務について、責任者ととも各料金所の業務について責務を負う。

2 熱海峠料金所及び天城高原料金所に配置する事務補助者は、徴収金を亀石峠料金所事務所まで運搬し、責任者へ引き継ぐこと。また、毎日の各料金所のつり銭準備金必要額を把握し、運搬を行うこと。ただし、令和 8 年 4 月以降は、亀石峠料金所に配置する事務補助者がこれを行う。

3 熱海峠料金所に配置した事務補助者 (令和 8 年 4 月以降は亀石峠料金所に配置した事務補助者) 又は事務補助者の休暇日に配置された事務補助者に代わる徴収員は、料金徴収により交通に渋滞をきたすことのないよう、必要時に、徴収の補助として次の事項を自ら行う、若しくは徴収員に行うよう指示しなければならない。

(1) 渋滞待ち車両に対する、事前の通行券販売。

(2) 二輪自動車を熱海峠駐車場へ誘導のうえ、二輪自動車を対象とした事前の通行券販売。

(3) 複数レーン開放時に単一のレーンに車両が集中する場合等、渋滞待ち車両に対する適切なレーン

への誘導

4 熱海峠料金所に配置した事務補助者（令和8年4月以降は亀石峠料金所に配置した事務補助者）又は事務補助者の休暇日に配置された事務補助者に代わる徴収員は、甲が熱海峠料金所横に設置する観光案内所の開錠等の業務を、次のとおり自ら行う、若しくは徴収員に行うよう指示しなければならない。

(1) 開錠 毎日午前9時

入口の扉を開錠し、窓のシャッターを開け、照明を点灯し、計測機の電源を入れる。

(2) 施錠 毎日午後4時

窓のシャッターを閉め、計測機の電源を切り、照明を消灯し、入口の扉を施錠する。

(3) 見回り 午後0時から午後2時の間に毎日1回

案内所内部を巡回する。

(4) 異常時等の通報

観光案内所内外の異常又はパンフレットの不足を確認した場合には、所轄事務所に電話連絡を行う。

(5) 利用者数の集計

毎日施錠時に、案内所内に設置する計測機の数値を記録し、甲からの求めに応じ報告する。

(料金徴収時間)

第9条 約款第14条第1項第2号の料金徴収時間は表-2のとおりとする。

表-2 道路別料金徴収時間

道路別	曜日別	料金所別	徴収を行う車両	時間
一般自動車道 「伊豆スカイライン」	全日	熱海峠料金所 亀石峠料金所 冷川料金所 天城高原料金所	上下線	6:00~22:00
		玄岳料金所 (令和7年9月まで) 蕨山峠料金所 (令和7年9月まで)		8:00~17:00

(徴収する料金等)

第10条 約款第14条第1項第2号の料金及び回数券の料金並びに車種区分は別表1のとおりとする。

(回数券の処理)

第11条 約款第14条第1項第2号の回数券の回収については、進入料金所で回数券を回収し、回数券引換証（様式第1号）へ必要事項を記入のうえ回数券と引き換えに当該利用者へ手渡し、退出料金所にて回数券引換証を回収する。ただし、令和7年10月以降は第1条に定める変更特記仕様書に従うものとする。

(回数券の販売)

第12条 約款第14条第1項第3号の回数券の販売は、亀石峠料金所事務所で行うものとする。ただし、他の料金所で購入の予約を受けた場合は当該料金所で販売を行わなければならない。

(領収日付印)

第13条 乙は、約款第14条第1項第6号の甲が支給する領収日付印の印影が明瞭でなくなった場合は、速やかに甲に連絡すること。

(営業帳表類)

第14条 約款第16条の営業帳表類に、約款様式第15号の営業日報の代わりに集計日報(様式第2号)を作成するものとし、また、ブース日報(様式第3号)及び集計月報(様式第4号)を加える。

2 約款様式第18-2号の回数券簿(A)及び約款様式第18-4号の回数券簿(B)は使用しない。回数券を販売した場合は、約款様式第19号の通行券・ロール紙受払簿へ記入する。

3 前2項の取扱いは令和7年9月までとし、それ以後は第1条に定める変更特記仕様書に従うものとする。

(異常気象時等の措置)

第15条 約款第17条の乙が行う異常気象時等の措置は表-3のとおりとする。

表-3 異常気象時等の措置

項目		措置
異常気象時	雨量規制等に伴う通行止の措置(台風含む)	甲から指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
	災害が発生した時	甲の指示により熱海峠・玄岳・葦山峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所の進入レーンへバリケード及び通行止規制標識(301)(約款別紙9)を設置する 甲から指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
地震発生時	熱海市・田方郡函南町・伊豆の国市・伊東市・伊豆市で震度5弱以上の地震を観測し気象庁が発表した時	甲の指示により熱海峠・玄岳・葦山峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所の進入レーンへバリケード及び通行止規制標識(301)を設置する 甲から指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
	東海地震注意情報発表時 東海地震警戒宣言発令時	甲の指示により甲が配備した看板を設置する

2 乙は、大雨、洪水警報(以下「警報」という。)が発令された場合、熱海峠・亀石峠・冷川の各料金所については、一般自動車道「伊豆スカイライン」の雨量計測を次のとおり行わなければならない。

(1) 料金所設置の雨量計で、降り始めからの1時間毎の雨量を発令から解除となるまで甲へ報告する。

(2) 営業時間終了後、警報が継続して発令されている場合には、翌朝の営業開始後速やかに営業時間外の1時間ごとの雨量を報告する。

3 乙は、前各項のほか異常気象時に次のとおり対応する。

(1) 利用者から災害、積雪、路面凍結等の発生情報を得た場合、後続2~3台からも情報を確認し、速やかに甲に報告する。

- (2) 甲から求められた場合、料金所の積雪量、気温等を報告する。
- (3) 積雪時等に甲から求められた場合、料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識(301)を設置する。
- (4) チェーン必要時の場合、非装着車両に対し、装着について注意・喚起する。
- (5) 利用者からの通行規制情報問い合わせに対応する。
- (6) 異常気象等により料金徴収を行うことが不可能な場合、乙は甲へ報告し、その指示に従う。
- (7) 雨量規制等による通行止め措置がされた場合には、乙は徴収員を料金所に配置せずに、料金所事務所で待機させる。

なお、甲が、区間を定めて通行止めを行う場合には、当該区間を除いた料金徴収を実施する区間に係る料金所の職員は引き続き料金所に配置するものとする。

(清掃等)

第16条 約款第 18 条の乙が行う清掃等の範囲は、別紙 2 から別紙 8 までに示したとおりとする。ただし、令和 7 年 10 月以降は第 1 条に定める変更特記仕様書に従うものとする。

(落下物等)

第17条 約款第 19 条は適用しないものとし、乙は、道路路面上に通行の支障となる落下物等の情報を得た場合は、次のとおり処理するものとする。

- (1) 情報提供者・通報者から、落下物等発生場所及び状況について収集する。
- (2) 利用者から情報を得た場合には、後続 2~3 台からも前号の情報を確認する。
- (3) 甲に落下物等の概要を直ちに報告する。ただし、所轄事務所の勤務時間外の場合は、甲が別途定める非常連絡系統図により報告するものとする。
- (4) 甲から指示があった場合、料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識(301)を設置する。
- (5) 甲から指示があった場合、道路情報板を表示させる。

2 一般自動車道「伊豆スカイライン」を走行中に、道路路面上に通行の支障となる落下物等を発見した場合は、乙はこれの除去を行わなければならない。ただし、落下物除去に際し危険を伴う場合は、応急措置を行い、至急甲に連絡するものとする。

(貸付施設等)

第18条 約款第 26 条第 1 項の甲から乙への貸与施設等は別表 2 のとおりとし、同表の管理分担により維持管理を行う。ただし、事務所及び料金所については、乙は別表 3 掲載の項目によりその修理を行わなければならない。

2 乙は、火の元責任者を決め、業務終了後事務所等から退出する際は、あらかじめ甲の同意を得た戸締り当番日誌を作成し、電気、火の元及び戸締り等を確認し、防犯、火災防止等に努めなければならない。ただし、火の元責任者が休假日の場合は、乙は代替者を配置する。なお、貸与施設内においては、禁煙とする。また、乙はあらかじめ非常時連絡系統図を作成し、非常時には速やかに連絡をすること。

(費用負担)

第19条 約款第27条の甲が負担する費用は別表2に明記されたもののほか次のとおりとする。

- (1) 火災保険料
- (2) 電気使用料
- (3) 水道使用料(玄岳料金所及び葦山峠料金所は飲用水設備なし)
- (4) 雨量計の保守及び消耗品費用
- (5) 防犯・非常通報警備システム機器による警備委託費用(電話回線による通信料を除く)
- (6) 熱海峠及びスカイポート亀石公衆トイレの保守費用(トイレットペーパー、ハンドソープ、洗剤及び清掃用具等の消耗品費用を除く)
- (7) 浄化槽の管理及び清掃費用(熱海峠料金所及び公衆トイレ分)
- (8) ゴミ処分費用(乙の持込物により生じたゴミを除く)

(時間別通行台数内訳表)

第20条 乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」各料金所の方向別及び時間別の通行台数を記録し、時間別通行台数内訳表(様式第5号)を作成して毎日、前日分を甲に提出するものとする。

また、各料金所で回収した出口券は、各料金所別・日別に整理し亀石峠料金所事務所で保管するものとする。

(雨量計)

第21条 乙は、熱海峠料金所・亀石峠料金所・冷川料金所に設置されている雨量計の用紙及び部品交換等を行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

(公衆トイレの清掃)

第22条 乙は、熱海峠料金所脇、冷川料金所事務所及び天城高原料金所事務所に設置されている公衆トイレの清掃、トイレットペーパーの補充等を毎日行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

2 乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石駐車場にあるスカイポート亀石公衆トイレ(別紙8に示す範囲)の清掃及びドッグラン施設のウンチボックス回収作業を毎日1回(ただし、次項各号に掲げる日は3回)、トイレットペーパーの補充等を毎日1回行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

3 前項ただし書きのスカイポート亀石公衆トイレの清掃等を日に3回行う日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 毎年4月29日から5月6日までの期間
- (5) 毎年7月21日から8月31日までの期間
- (6) 毎年12月29日から翌年1月3日までの期間

4 乙は、第1項、第2項に掲げる清掃業務を行ったときは、トイレ清掃確認表(様式第6号)に記録のうえ各トイレに掲示するものとする。

また、記載欄をすべて使用した清掃確認表は、箇所別・月別に取りまとめ亀石峠料金所事務所で保

管するものとする。

(道路巡回)

第23条 乙は、甲が別に定める「道路巡回要領」に基づき、約款第24条の2第1項各号に掲げる日に道路巡回を行うものとする。

(異常発見時の公社への通報)

第24条 乙は、料金所間の連絡、徴収員の送迎及び道路巡回等で道路内を移動する際に、道路の異常を発見した場合には、甲へ報告すること。

(観光案内)

第25条 乙は、積極的に伊豆の観光情報の把握に努め、利用者に対し真摯に観光案内を行うものとする。

(ETCX)

第26条 乙は、約款第2条に定める業務として、ETC多目的利用サービス「ETCX」による徴収業務を加えるものとする。ただし、この業務は令和7年10月から開始し、詳細は第1条に定める変更特記仕様書に従うものとする。

(料金所再編に伴う変更)

第27条 料金所再編事業の実施に伴う特記仕様書に定める事項の変更で、この特記仕様書に記載のない事項については、添付の様式、別紙、別表を含め、全て第1条に定める変更特記仕様書に示すものとする。

様式第 1 号

伊豆スカイライン		ブース No		_____			
<u>回数券</u>		<u>船車券</u>		<u>引換証</u>			
区 間	熱海 峠	玄 岳	菰 山 峠	山 伏 峠	亀 石 峠	冷 川	天 城 高 原
車 種	二	小	M	大			
台 数			台				
この券は退出料金所で係員にお渡し下さい。							
静岡県道路公社							



〇〇年〇〇月分 伊豆スカイライン集計月報 集計表

道路名：伊豆スカイライン

年 月 日（ ） 天候：

料金所/ブース	区分	現金収入								後払い収入		収入合計	回数券 回数 枚数	台数 合計	
		普通券		回数券		払い戻し等		差引計	過不足金 手数料	現金計	車数				金額
		車数	金額	冊数	金額	件数	金額								
熱海峠	1														
	1/2														
	2														
	2/2														
	小計														
玄岳	3														
萑山峠	4														
亀石峠	5														
	6														
	小計														
冷川	7														
天城高原	9														
	9/2														
	9/3														
	小計														
小計															
過不足金・手数料															
合計															
特記事項													責任者		

〇〇年〇〇月分 伊豆スカイライン集計月報 集計表

年 月 日 ○曜日 天候

作成者

㊞

回数	時刻	金 種 別 数 量										金 額	引継者	受領者
		10,000	5,000	2,000	1,000	500	100	50	10					
1														
2														
3														
計														
区間番号	区 間	現金収入				回 収 回数券	車数計	収入合計						
		車数	金額	車数	金額									
合 計														
過 不 足 金						勤務時間	勤 務 者 名							
払 戻 金 額						16 時 間								
差 引 納 金 額						12 時 間								
廃 券	区 間	車種	番号	枚数	8 時 間									
	理由					責任者	検 算	ブース検算	作 成					

年 月 日 ( ) 曜日 天候 ( )

ブース	
-----	--





## 時間別通行台数内訳表

〇〇年〇〇月分 伊豆スカイライン集計月報 集計表

年 月 日 ○曜日 天候

道路名 伊豆スカイライン

料金所名 \_\_\_\_\_

時 間	進 入				退 出				合 計	備 考
	通行券等 ①	無料車 ②	その他 ③	計	通行券等 ④	無料車 ②	その他 ③	計		
6:00 ~ 7:00				0				0	0	
7:00 ~ 8:00				0				0	0	
8:00 ~ 9:00				0				0	0	
9:00 ~ 10:00				0				0	0	
10:00 ~ 11:00				0				0	0	
11:00 ~ 12:00				0				0	0	
12:00 ~ 13:00				0				0	0	
13:00 ~ 14:00				0				0	0	
14:00 ~ 15:00				0				0	0	
15:00 ~ 16:00				0				0	0	
16:00 ~ 17:00				0				0	0	
17:00 ~ 18:00				0				0	0	
18:00 ~ 19:00				0				0	0	
19:00 ~ 20:00				0				0	0	
20:00 ~ 21:00				0				0	0	
21:00 ~ 22:00				0				0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

**備考**

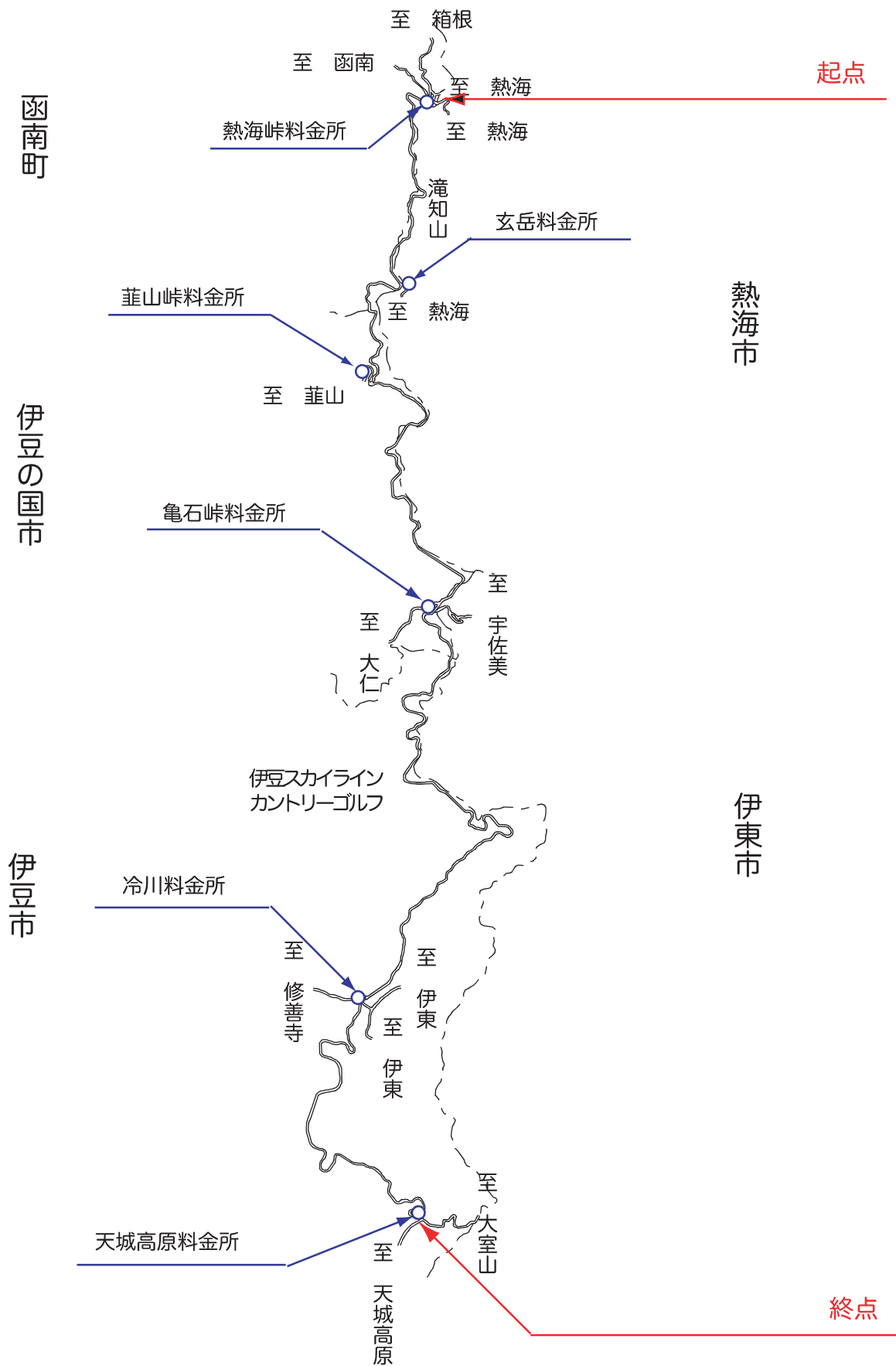
- 1 この書類は受託者が保管する。
- 2 毎日の通行台数を、翌営業日に所轄管理センターへFAXすること。
- 3 ①へは、通行券発行枚数、回数券回収台数及び船車券回収台数を記入する。  
 ②へは、緊急自動車、公務通行証により料金を徴収しない車両台数を記入する。  
 ③へは、Uターン車両、逃亡車両等の台数を記入する。  
 ④へは、出口券回収台数、回数券・船車券引換証回収台数を記入する。

## トイレ清掃確認表

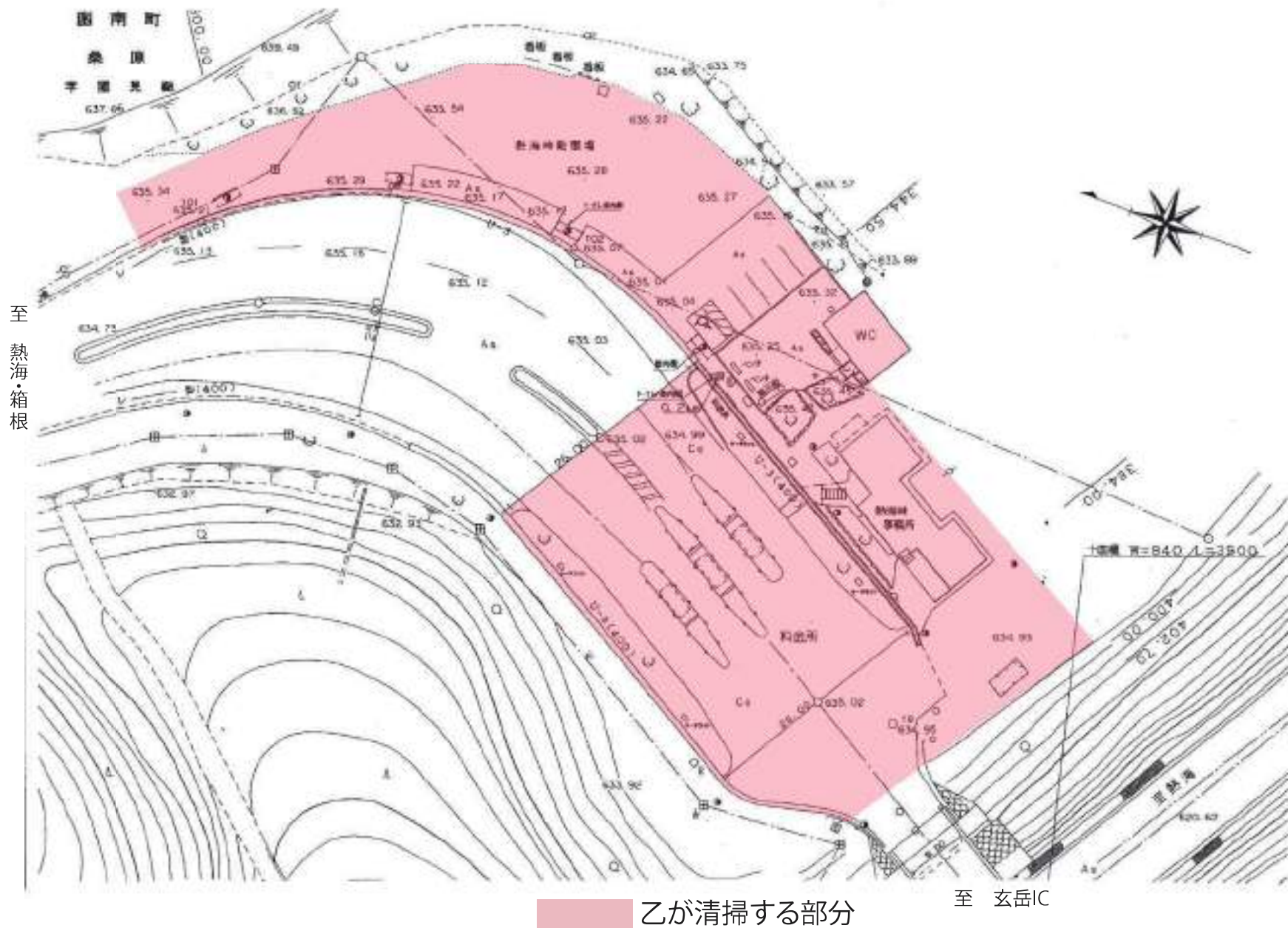
実施日	実施時間	実施者	実施日	実施時間	実施者

※上記の記載事項を満たしていれば、本様式に拘らず、受託者が任意の様式・用紙規格で記録することは差支えない。

# 一般自動車道「伊豆スカイライン」路線図



# 一般自動車道「伊豆スカイライン」熱海峠料金所周辺図

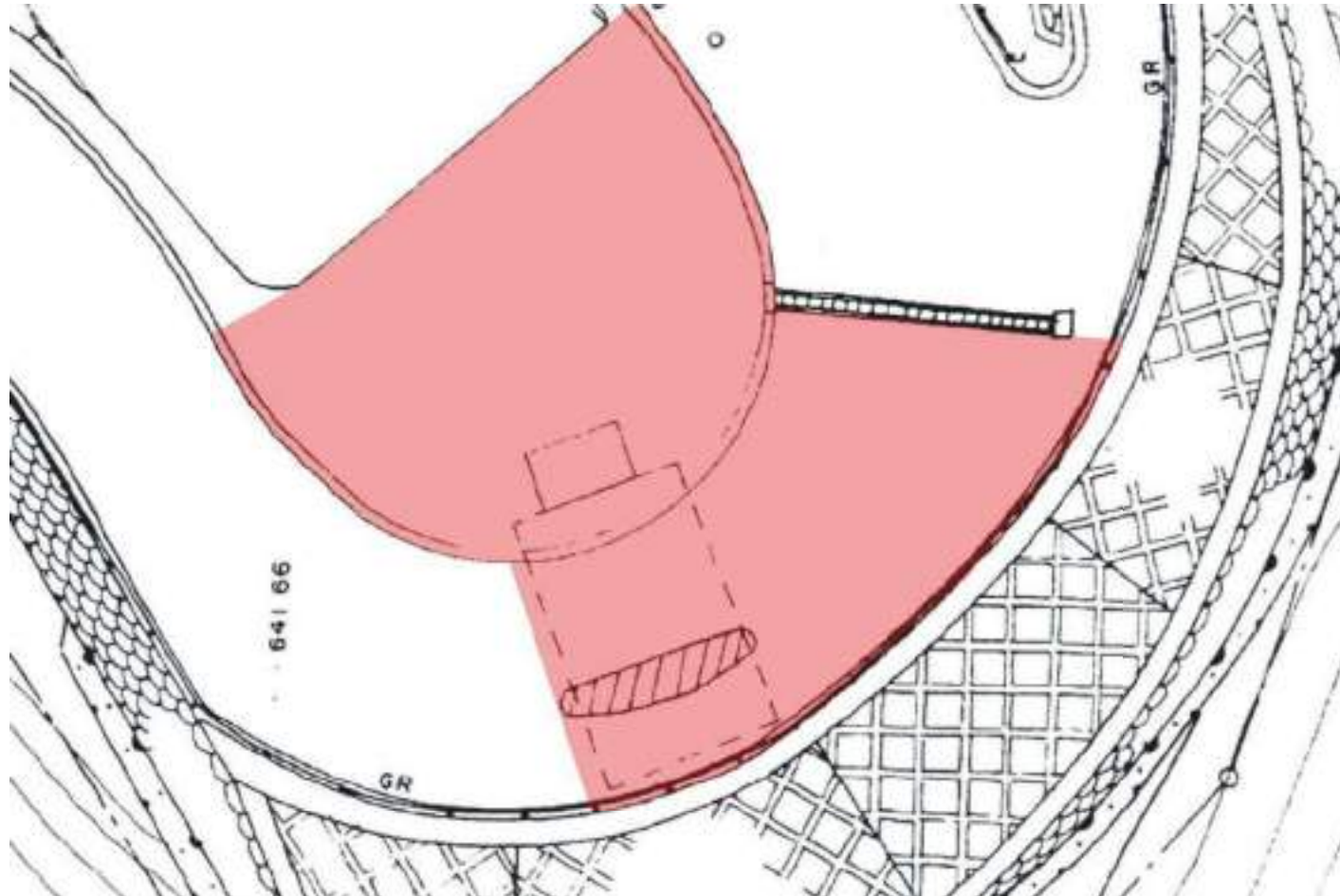




# 一般自動車道「伊豆スカイライン」玄岳料金所周辺図

至 韮山峠・熱海市IC

至  
熱  
海  
市  
街



乙が清掃等を行う部分

# 一般自動車道「伊豆スカイライン」 韮山峠料金所周辺図



至  
韮山市街

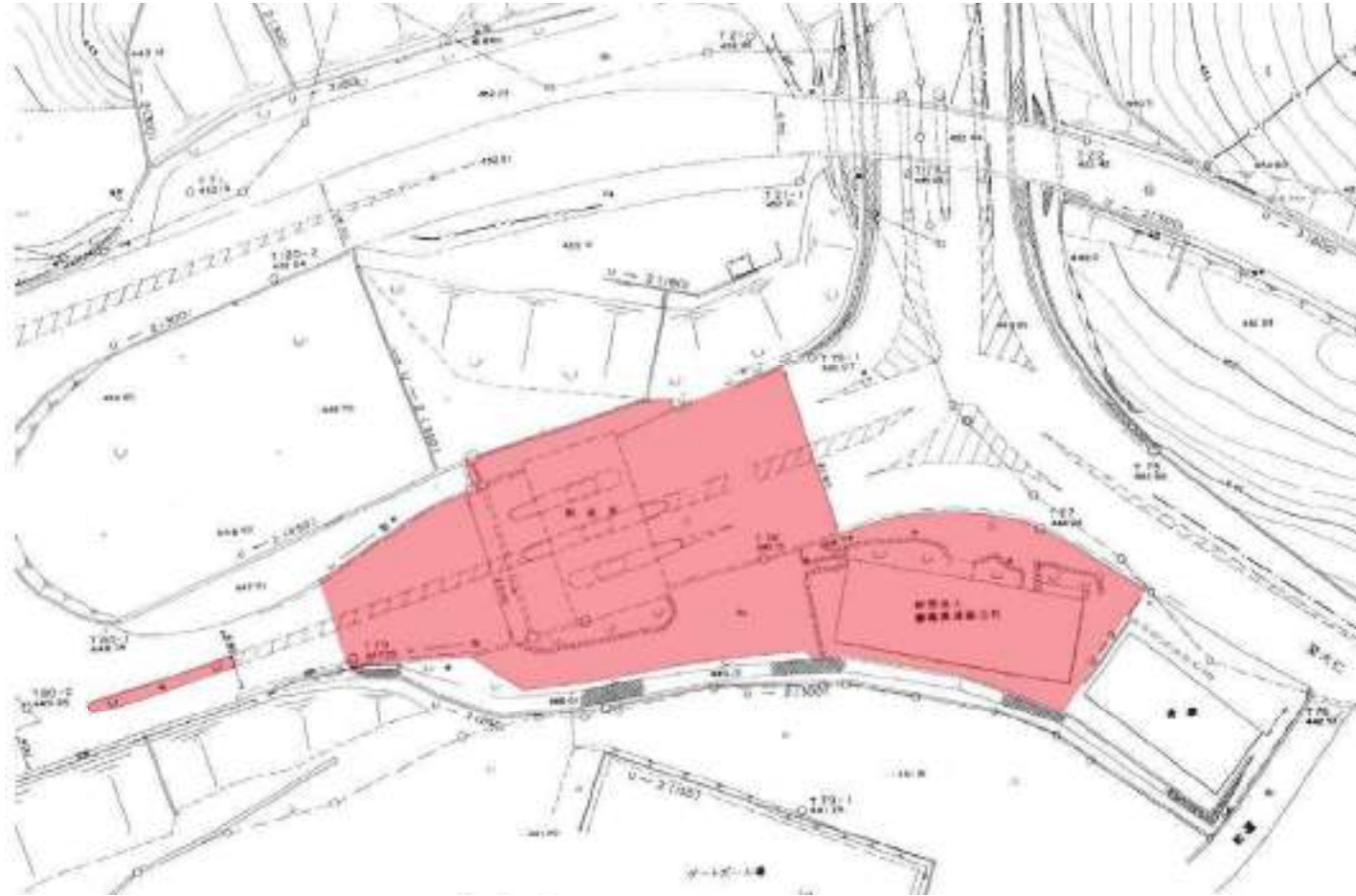
至  
韮山  
IC

乙が清掃等を行う部分

# 一般自動車道「伊豆スカイライン」 亀石峠料金所周辺図

至 宇佐美

至  
山伏峠  
IC



至  
冷川  
IC

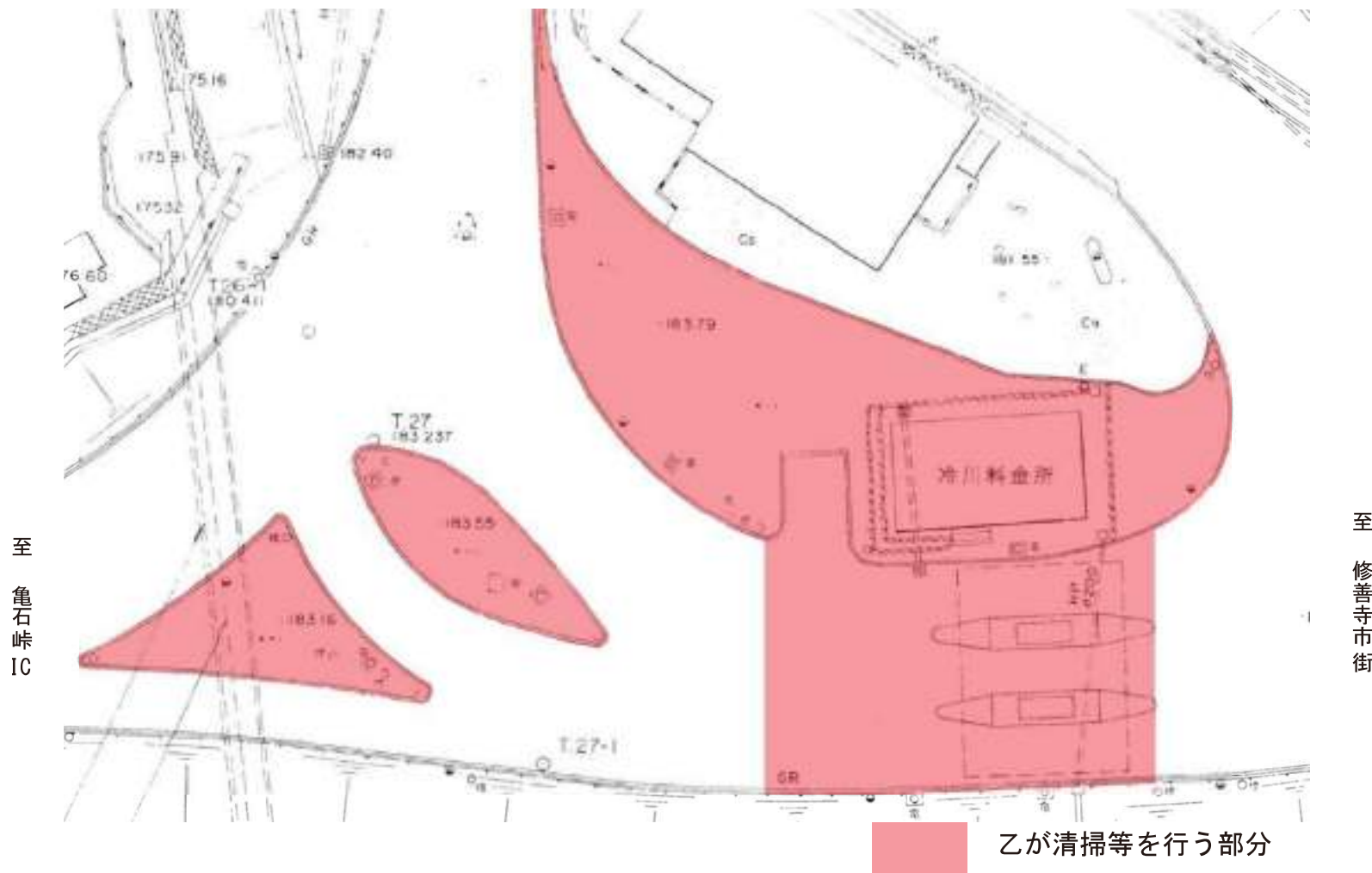
至  
大仁

 乙が清掃等を行う部分

# 一般自動車道「伊豆スカイライン」冷川料金所周辺図

至 天城高原IC

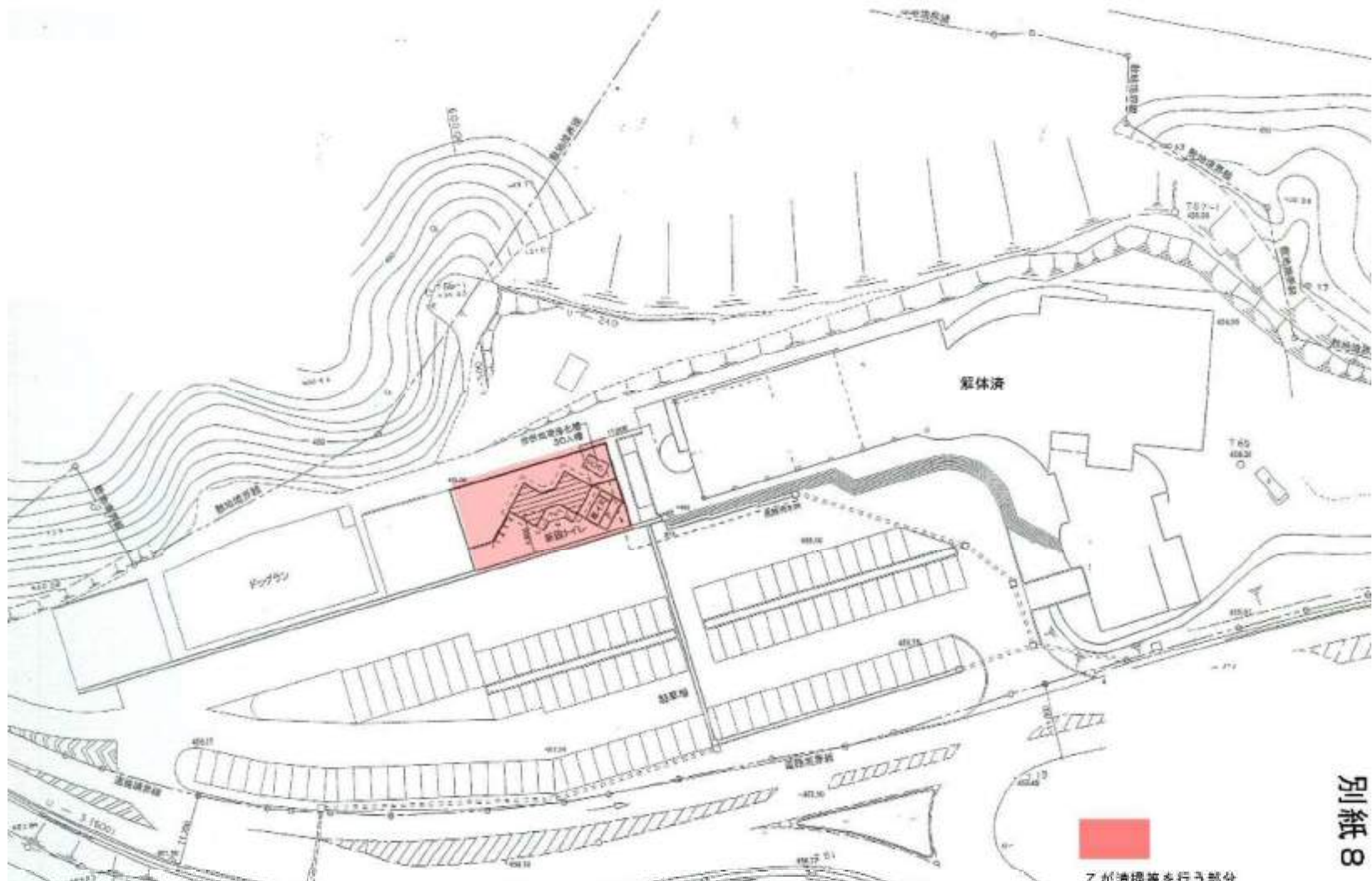
至 伊東市街



# 一般自動車道「伊豆スカイライン」天城高原料金所周辺図



# 一般自動車道「伊豆スカイライン」スカイポート亀石周辺図



乙が油槽等を行う部分

別表1 (令和7年4月1日～令和7年9月30日までの間適用)

料金及び回数券の料金並びに車種区分

一般自動車道「伊豆スカイライン」

1 車種の区分

内訳		車種の説明
車種		
二輪自動車		125cc超の二輪車(側車付きを含む。)
軽自動車		乗用・貨物 660cc以下
小型自動車		乗用・貨物 2000cc以下
普通自動車		乗用車 乗車定員10人以下 貨物車 車両総重量8t未満のもの。又は最大積載量5t未満のもの
バス型 自動車	マイクロ	乗車定員11人以上29人以下で、かつ車両総重量8t未満のもの
	路線バス	路線を指定し定期に運行するもの
	その他	乗車定員30人以上又は車両総重量8t以上のもの
大型貨物車		(1) 普通貨物自動車で車両総重量8,000kg以上のもの、又は最大積載量が5,000kg以上のもの。 (2) 普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。 (3) 大型特殊自動車

2 料金の適用方法

- (1) 3に掲げる使用料金は、通行(片道)1回ごとの料金とする。また、回数券の料金は、1冊の料金とする。
- (2) 乗用自動車及び貨物自動車以外の自動車(特種用途自動車、小型特殊自動車、臨時運行の許可を受けた自動車等)については、車名、型式等を勘案して自動車の区分を定め、1に掲げる料金を適用する。
- (3) 2車軸のトラクタのみで通行する場合、普通車料金とする。(3車軸のトラクタは大型[8t以上]の料金になる。)
- (4) 大型車を除く連結車両については、1台分の料金を徴収する。ただし、レッカー車、クレーン車等で事故車や故障車を牽引、又は牽引車が非牽引車をロープ、鎖等で牽引して通行する場合は、2台分の料金を徴収する。(被牽引車にナンバープレートがあるものに限る)

### 3 使用料金

		二輪自動車						
		熱海峠	玄岳	韮山峠	山伏峠	亀石峠	冷川	天城高原
軽・小型・普通乗用車	熱海峠		110 60	160 80	220 110	270 140	480 240	580 290
	玄岳	160 80		110 60	160 80	220 110	380 190	530 270
	韮山峠	220 110	110 60		110 60	160 80	330 170	480 240
	山伏峠	330 170	180 90	110 60		110 60	280 140	430 220
	亀石峠	430 220	280 140	220 110	110 60		220 110	380 190
	冷川	790 400	640 320	590 300	480 240	380 190		160 80
	天城高原	1,000 500	860 430	790 400	690 350	590 300	220 110	

		マイクロバス						
		熱海峠	玄岳	韮山峠	山伏峠	亀石峠	冷川	天城高原
大型バス・大型貨物	熱海峠		430 —	530 —	790 —	1,060 —	1,970 —	2,500 —
	玄岳	640 —		270 —	430 —	690 —	1,600 —	2,130 —
	韮山峠	860 —	430 —		270 —	530 —	1,440 —	1,970 —
	山伏峠	1,270 —	640 —	430 —		280 —	1,180 —	1,710 —
	亀石峠	1,700 —	1,070 —	860 —	430 —		910 —	1,440 —
	冷川	3,200 —	2,570 —	2,340 —	1,930 —	1,500 —		530 —
	天城高原	4,040 —	3,410 —	3,200 —	2,770 —	2,340 —	860 —	

注) 上段：徴収料金、下段：障害者割引料金

#### 4 全線往復割引通行券

- (1) 発売料金所 熱海峠料金所、天城高原料金所
- (2) 有効期日 利用開始の日から1年間
- (3) 対象 全線往復利用者に対し復路分を50%割引(路線バス、障害者割引適用者を除く)
- (4) 割引料金の車種及び金額

車両区分	往復割引料金	通常往復料金
二輪自動車	870	1,160
軽・小型・普通自動車	1,500	2,000
マイクロバス	3,750	5,000
大型貨物・バス	6,060	8,080

#### (5) 外部で販売された券の処理

外部で委託販売された全線往復割引通行券を利用客が持参した場合、進入料金所においては、販売所の押印を確認の上、出口券に日付印を押印して通行させ、退出料金所においては、出口券を回収して通行させる。



## 5 回数券料金

区間	車種	回数券金額		
		11回券 (10回分料金)	35回券 (30回分料金)	75回券 (60回分料金)
熱海峠～天城高原	自動二輪	5,800	17,400	34,800
	小型車	10,000	30,000	60,000
	マイクロ	25,000	75,000	150,000
	路線バス	28,300	84,900	169,800
	大型車	40,400	121,200	242,400
玄岳～天城高原	自動二輪	5,300	15,900	31,800
	小型車	8,600	25,800	51,600
	マイクロ	21,300	63,900	127,800
	路線バス	24,000	72,000	144,000
	大型車	34,100	102,300	204,600
韮山峠～天城高原	自動二輪	4,800	14,400	28,800
	小型車	7,900	23,700	47,400
	マイクロ	19,700	59,100	118,200
	路線バス	21,400	64,200	128,400
	大型車	32,000	96,000	192,000
熱海峠～冷川	自動二輪	4,800	14,400	28,800
	小型車	7,900	23,700	47,400
	マイクロ	19,700	59,100	118,200
	路線バス	21,400	64,200	128,400
	大型車	32,000	96,000	192,000
山伏峠～天城高原	自動二輪	4,300	12,900	25,800
	小型車	6,900	20,700	41,400
	マイクロ	17,100	51,300	102,600
	路線バス	19,800	59,400	118,800
	大型車	27,700	83,100	166,200
玄岳～冷川	自動二輪	3,800	11,400	22,800
	小型車	6,400	19,200	38,400
	マイクロ	16,000	48,000	96,000
	路線バス	18,100	54,300	108,600
	大型車	25,700	77,100	154,200
亀石峠～天城高原	自動二輪	3,800	11,400	22,800
	小型車	5,900	17,700	35,400
	マイクロ	14,400	43,200	86,400
	路線バス	17,600	52,800	105,600
	大型車	23,400	70,200	140,400
韮山峠～冷川	自動二輪	3,300	9,900	19,800
	小型車	5,900	17,700	35,400
	マイクロ	14,400	43,200	86,400
	路線バス	16,000	48,000	96,000
	大型車	23,400	70,200	140,400
山伏峠～冷川	自動二輪	2,800	8,400	16,800
	小型車	4,800	14,400	28,800
	マイクロ	11,800	35,400	70,800
	路線バス	13,300	39,900	79,800
	大型車	19,300	57,900	115,800
熱海峠～亀石峠	自動二輪	2,700	8,100	16,200
	小型車	4,300	12,900	25,800
	マイクロ	10,600	31,800	63,600
	路線バス	10,700	32,100	64,200
	大型車	17,000	51,000	102,000

区間	車種	回数券金額		
		11回券 (10回分料金)	35回券 (30回分料金)	75回券 (60回分料金)
亀石峠～冷川	自動二輪	2,200	6,600	13,200
	小型車	3,800	11,400	22,800
	マイクロ	9,100	27,300	54,600
	路線バス	10,700	32,100	64,200
	大型車	15,000	45,000	90,000
熱海峠～山伏峠	自動二輪	2,200	6,600	13,200
	小型車	3,300	9,900	19,800
	マイクロ	7,900	23,700	47,400
	路線バス	9,700	29,100	58,200
	大型車	12,700	38,100	76,200
玄岳～亀石峠	自動二輪	2,200	6,600	13,200
	小型車	2,800	8,400	16,800
	マイクロ	6,900	20,700	41,400
	路線バス	7,900	23,700	47,400
	大型車	10,700	32,100	64,200
冷川～天城高原	自動二輪	1,600	4,800	9,600
	小型車	2,200	6,600	13,200
	マイクロ	5,300	15,900	31,800
	路線バス	6,900	20,700	41,400
	大型車	8,600	25,800	51,600
熱海峠～萑山峠	自動二輪	1,600	4,800	9,600
	小型車	2,200	6,600	13,200
	マイクロ	5,300	15,900	31,800
	路線バス	6,900	20,700	41,400
	大型車	8,600	25,800	51,600
萑山峠～亀石峠	自動二輪	1,600	4,800	9,600
	小型車	2,200	6,600	13,200
	マイクロ	5,300	15,900	31,800
	路線バス	5,900	17,700	35,400
	大型車	8,600	25,800	51,600
玄岳～山伏峠	自動二輪	1,600	4,800	9,600
	小型車	1,800	5,400	10,800
	マイクロ	4,300	12,900	25,800
	路線バス	5,900	17,700	35,400
	大型車	6,400	19,200	38,400
熱海峠～玄岳	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,600	4,800	9,600
	マイクロ	4,300	12,900	25,800
	路線バス	4,300	12,900	25,800
	大型車	6,400	19,200	38,400
山伏峠～亀石峠	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,100	3,300	6,600
	マイクロ	2,800	8,400	16,800
	路線バス	3,300	9,900	19,800
	大型車	4,300	12,900	25,800
玄岳～萑山峠	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,100	3,300	6,600
	マイクロ	2,700	8,100	16,200
	路線バス	3,300	9,900	19,800
	大型車	4,300	12,900	25,800
萑山峠～山伏峠	自動二輪	1,100	3,300	6,600
	小型車	1,100	3,300	6,600
	マイクロ	2,700	8,100	16,200
	路線バス	3,300	9,900	19,800
	大型車	4,300	12,900	25,800

## 6 従業員通勤用自動車使用料金特別回数券

次の伊豆スカイライン沿線施設従業員が通勤のために当該道路を使用する場合など、当社が許可を行った者に対して、この回数券を発売する。

この回数券を使用して伊豆スカイラインを通行する者は、許可を受けた車両の登録番号を各回数券面に記載しなければならない。

施設名	割引対象区間	回数券	金額	
中伊豆リハビリテーションセンター	冷川⇄リハビリテーションセンター	75回券	二輪	4,950
		〃	小型	4,950
		〃	バス型	12,600
		〃	大型	19,350
宗教法人世界真光文明教団	冷川⇄世界真光文明教団	75回券	二輪	4,950
		〃	小型	4,950
		〃	バス型	12,600
		〃	大型	19,350
天城東急リゾート	冷川⇄天城高原	75回券	小型	9,900
		〃	バス型	23,850
		〃	大型	38,700
伊豆市天城高原区	天城高原⇄冷川	75回券	小型	9,900
		〃	バス型	23,850
		〃	大型	38,700
中伊豆東海バス	冷川⇄沢口地区	〃	路線バス	54,600

## 7 沿線施設利用車両の取り扱い

利用者が次に記載する伊豆スカイライン沿線施設を利用した場合、使用券又は回数券・船車券引換証に当該施設の証明印が押印してある場合に限り、所定の区間の復路料金を免除する。

証明印が押印されていない場合は正規料金を徴収し、このことが原因でトラブルが生じた場合は、各施設が責任を持って処理する。

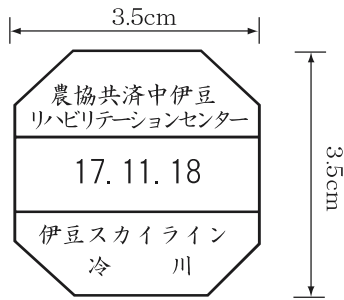
従業員通勤用自動車使用料金特別回数券が発行されている施設については、利用者にはすでに割引措置をしているため、この減免措置を適用しない。

(令和6年10月1日現在)

施設名	減免対象車両	減免料金	連絡先
中伊豆リハビリテーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院入所者車両</li> <li>見舞客車両</li> <li>医療訓練材料及び日常生活用品関係運搬車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から天城高原料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄リハビリテーション間を対象</li> <li>有効期限2日間</li> </ul>	0558-83-2111
世界真光文明教団	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間行事(大祭、月始祭)参加車両及びその他信者の参拝車両</li> <li>教団への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から天城高原料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄真光文明教団間を対象</li> <li>有効期限3日間</li> </ul>	0558-75-2700
伊豆スカイラインエンゼルフォレスト別荘地	<ul style="list-style-type: none"> <li>別荘利用車両</li> <li>別荘地への物品等納入車両(別荘管理事務所業務車両を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀石峠方面から冷川料金所までの使用券</li> <li>亀石峠⇄別荘地間を対象</li> <li>有効期限3日間</li> </ul>	0558-83-0349
峠の茶屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から亀石峠料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄峠の茶屋間を対象</li> </ul>	0558-83-0229
中伊豆グリーン倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天城高原料金所から冷川料金所までの使用券</li> <li>天城高原⇄ゴルフ場間を対象</li> </ul>	0558-83-3200
富士陽光ホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者車両</li> <li>施設への物品等納入車両</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷川方面から天城高原料金所までの使用券</li> <li>冷川⇄ホテル間を対象</li> <li>有効期限3日間</li> </ul>	0558-79-3611

# 沿線施設利用証明印

中伊豆リハビリテーションセンター



世界真光文明教団



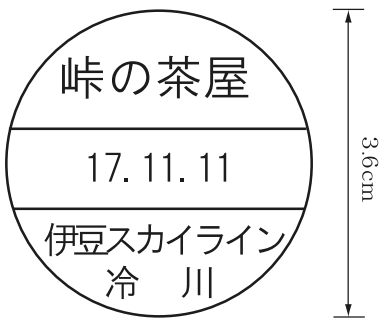
伊豆スカイライン小松別荘地



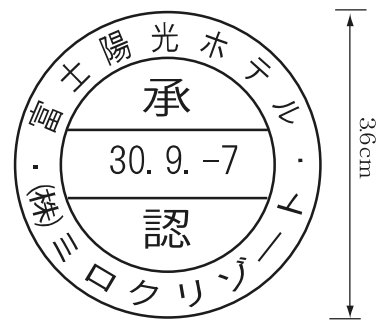
中伊豆グリーン倶楽部



峠の茶屋



富士陽光ホテル



別表2

## 伊豆スカイライン貸与施設等調書

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	玄岳	韮山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
施設等	事務所	○	○	○	○	○	○	○		
	料金所	○	○	○	○	○	○	○		

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	玄岳	韮山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
設備等	電話機	○	○	○	○	○	○		○	機器リース代は甲負担、使用料は乙負担
	FAX（コピー付）				○				○	機器リース代は甲負担、消耗品（純正品を使用）・使用用紙は乙負担
	エアコン	○	○	○	○	○	○	○		フィルター清掃等のメンテナンスは乙が実施
	防犯非常通報システム機器	○			○	○	○	○		乙は常に動作確認を行うこと
	消火器	○	○	○	○	○	○		○	更新は甲が行う
事務機 備品	机	○	○	○	○	○	○		○	
	椅子	○	○	○	○	○	○		○	
	書庫	○			○				○	
	金庫	○			○	○	○		○	
	キャッシュボックス	○	○	○	○	○	○		○	
	硬貨計算機				○				○	

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	玄岳	菫山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
事務 機 備 品	紙幣計算機				○				○	リース代は甲負担
	硬貨包装機				○				○	
	ホワイトボード	○			○	○			○	
	テプラ				○				○	消耗品費用、故障時の修理費用は乙負担
	ラミネーター				○				○	消耗品費用、故障時の修理費用は乙負担
	裁断器				○				○	
	パソコン				○				○	故障時の修理費用は乙負担
	ブロードバンドルータ				○				○	
車 両	道路 パトロール車	○			○		○		○	車検一式、1年点検費用及び自動車税は甲が負担 リース料は甲が負担
そ の 他	更衣ロッカー	○	○	○	○	○	○		○	
	テレビ	○	○	○	○	○	○		○	
	高压洗浄機	○			○				○	
	石油ストーブ	○	○	○	○	○	○		○	
	アルコール 検知器	○			○		○		○	

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	玄岳	菫山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
事故対応 用具	写真機				○				○	
	コンベックス				○				○	
	保安ロープ				○				○	使用分の返却不要
	セーフティコーン				○				○	
	停止表示機材				○				○	
	方向指示板				○				○	
	事故処理中 表示板				○				○	
	油吸着剤 (10kg)				○				○	使用分の返却不要
	消火器				○				○	使用分の返却不要
	ヘルメット				○				○	
	安全ベスト				○				○	
	懐中電灯				○				○	
	箒				○				○	
	スコップ				○				○	
	保安ライト				○				○	
	手旗 (赤白及び 赤黄)				○				○	
チリトリ				○				○		
火ばさみ				○				○		



別表 3

## 事務所及び料金所のうち受託者が修理する項目

項目	内 容
建物施設	<p>(事務所)</p> <p>1 故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入</p> <p>① 畳表替、障子及び襖の張り替え</p> <p>② 建物内部、襖及びガラス戸等の不良、破損修繕</p> <p>③ 屋内に面する壁、天井、床の塗装</p> <p>④ 網戸の修繕</p> <p>⑤ サッシクレセント引手の修繕及び取替え</p> <p>⑥ 玄関ドア 鍵の修繕及び取替、ドアのチェック・調整、蝶番のビス緩み等による開閉不良、その他付属品の取替（屋外物置ドアも同様）</p> <p>⑦ 屋内の木製建具の鍵、蝶番、ストッパー、戸車、レールの修繕及び取替</p> <p>⑧ 台所棚、押入棚の取替又は修繕</p> <p>⑨ カーテン、ブラインド</p>
付属施設	<p>(事務所)</p> <p>1 故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入</p> <p>① 給排水施設 水栓の水漏れ及び取替、水栓のパッキンの取替、フラッシュ弁の水漏れ、洗面器排水トラップの水漏れ、ロータンクの水漏れ（ロータンクの水浄管接続部）、ロータンク便器間の洗浄管の水漏れ、ロータンク内部ボールタップ調整、陶器類のひび割れ等による修繕又は取替、流し排水トラップの詰り、流し排水トラップと配水管接続部からの水漏れ、排水管（横走管縦管）の詰り清掃、屋外の排水溝・排水管の詰り清掃、流し台・洗面器破損取替、風呂釜・給湯器の修繕及び取替</p> <p>② 電気施設 スイッチ・コンセント・天井引掛シーリングの不良、照明器具の不良・その他破損、換気扇修繕及び取替</p> <p>③ ガス施設 ガス栓の不良箇所点検・取替、ガス栓用ゴムホースの不良・破損による取替</p> <p>2 電気施設 電球・蛍光灯管の取替（グローランプを含む）</p> <p>(料金所)</p> <p>電球・蛍光灯管の取替（信号灯及び情報板の電球、上屋及び情報板の蛍光灯を除く）</p> <p>(その他)</p> <p>使用上当然負担しなければならない補修修理、故意過失又は紛失によるもの</p>

注) 信号灯及び情報板の電球及び上屋及び情報板の蛍光灯のうち、交換可能なものについては、甲が支給する電球等により乙が交換する。